

山梨県地域医療対策協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 本県における医師の確保及び医療提供体制の確保を図る対策等を協議するため、山梨県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項に関して協議する。

- 一 医師の確保に関する事項
- 二 医療提供体制の確保に関する事項
- 三 医師の臨床研修、専門研修に関する事項
- 四 山梨県地域医療支援センターの運営等に関する事項
- 五 その他、本協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織等）

第3条 協議会は別表に掲げる委員、専門委員をもって構成する。

- 2 協議会には、委員の互選による会長を置く。
- 3 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
- 4 専門委員は、別表に定める所掌事項について協議するとき及び会長が必要と認めるときに協議会に出席する。

（会議）

第4条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員、専門委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（委員の任期）

第5条 協議会の委員、専門委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第6条 協議会の事務を処理するため、山梨県地域医療支援センター及び山梨県福祉保健部医務課に事務局を置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年〇月〇日から施行する。
- 2 山梨県医療対策協議会設置要綱は廃止する。
- 3 山梨県専門医制度関係者連絡協議会設置要綱は廃止する。

別表

山梨県地域医療対策協議会 委員(案)

区分	委員
特定機能病院	山梨大学医学部附属病院の代表者
地域医療支援病院	山梨県立中央病院の代表者
公的医療機関	山梨県官公立病院等協議会の代表者
民間病院	山梨県民間病院協会の代表者
臨床研修病院	山梨大学医学部附属病院の代表者(兼) 山梨県立中央病院の代表者(兼)
診療に関する学識経験者団体	山梨県医師会の代表者
地域の医療関係団体	自治医科大学医学部同窓会山梨県人会の代表者 山梨県地域医療支援センター長
医療従事者の養成に係る機関	山梨大学医学部の代表者(兼)
関係市町村	山梨県市長会の代表者 山梨県町村会の代表者
地域住民を代表する団体	山梨県市長会の代表者(兼) 山梨県町村会の代表者(兼)
行政機関(県)	山梨県福祉保健部医務課長
社会医療法人	加納岩総合病院の代表者
独立行政法人国立病院機構	国立甲府病院の代表者
独立行政法人地域医療機能推進機構	山梨病院の代表者

山梨県地域医療対策協議会 専門委員(案)

所掌事項	専門委員
山梨県地域医療支援センターの運営等に関すること	山梨県内の臨床研修病院の代表者 山梨大学医学部附属病院の代表者 山梨県立中央病院の代表者 市立甲府病院の代表者 甲府共立病院の代表者 山梨赤十字病院の代表者 山梨大学医学部附属病院臨床教育センター長 山梨県地域医療支援センター副センター長
専門研修に関すること	山梨県内の専門研修プログラム基幹病院の代表者 山梨大学医学部附属病院の代表者 山梨県立中央病院の代表者 市立甲府病院の代表者 甲府共立病院の代表者 山梨県立北病院の代表者 大月市立中央病院の代表者 山梨県地域医療支援センターの副センター長
臨床研修に関すること	山梨県内の臨床研修病院の代表者 山梨大学医学部附属病院の代表者 山梨県立中央病院の代表者 市立甲府病院の代表者 甲府共立病院の代表者 山梨赤十字病院の代表者 山梨県保健所長会の代表者 山梨県地域医療支援センター副センター長

